

令和5年度第4回愛媛地方最低賃金審議会 議事録

日時

令和5年8月28日(月) 10:28~11:48

場所

松山若草合同庁舎共用大会議室
(松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎7階)

出席者

公益代表委員

森本会長、井上会長代理、園田委員、武井委員、宮谷委員

労働者代表委員

白石委員、竹本委員、野村委員

使用者代表委員

小池委員、武内委員、八塚委員

事務局

小宮山愛媛労働局長、岡本労働基準部長、三好賃金室長、渡邊賃金指導官、河端賃金係長

議題

- 1 開 会
- 2 愛媛地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について
- 3 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について
- 4 その他
- 5 閉 会

議事

賃金室長

本日は、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

本日は、使用者代表の阿部委員、小野委員、労働者代表の曾我委員、竹箇平委員が欠席されておりますが、11名の委員の皆様にご出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数に達しており、本日の審議会は有効に成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、森本会長、これからの議事進行よろしくお願いいたします。

森本会長

各委員の皆様には、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

ただ今から、第4回愛媛地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日の会議は公開としておりますが、傍聴される方におかれましては注意事項を守って傍聴いただきますようお願いいたします。

それでは、議事次第により議事を進めます。

議事項番2「愛媛地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について」に入ります。

それでは、事務局から資料の説明をお願いします。

賃金室長

資料1ページの資料 1は、前回の8月10日の本審でいただきました令和5年の愛媛県最低賃金に関する愛媛地方最低賃金審議会から愛媛労働局長あて答申の写しとなっています。

資料5ページの資料 2は、愛媛地方最低賃金審議会の意見に関する公示の写しです。

先に紹介しました愛媛地方最低賃金審議会の答申に意見がある者は、8月25日までに愛媛労働局長に対し、異議の内容及び理由を記載した「異議申出書」を提出するよう示されております。この公示は、8月10日に愛媛労働局の掲示板に掲示しておりました。

資料7ページの資料 3は、「異議申出書」になっております。期日までに6通の異議申出書の提出がございました。資料7ページ以降にその写しをつけさせていただいております。

事務局で点検しましたところ、それぞれ申出者の要件を満たしており、「異議の内容」と「理由」が示されておりました。

委員の皆様には、事前に、これらの「異議申出書」を提供させていただいたところでございます。

ここで、その申出の要点を御紹介させていただきます。

愛媛地方労働組合連合会、愛媛県教職員組合、コープえひめ労働組合の3労働組合からは、2023年愛媛県最低賃金の改正決定答申について、44円引上げでは不十分であり、愛媛県最低賃金を1,000円に引上げるべきである申立てがありました。

理由としては、消費者物価指数が今年5月の前年同月比で3.2%上昇し、生鮮食料品を除く「食料」も前年同月比で9.2%上昇し、物価高騰などで44円の引上げでは「労働者の生計費」を最低賃金の引上げの根拠とするには不十分であることやフルタイム、1日8時間、週40時間、年間52週でも年収186万円しかならず、ワーキングプア水準の年収200万円を下回っていること。

同じくフルタイムで年間1,800時間働いたとしても、年間総額161万4,600円、月額

手取りで 13 万円弱と、教育、青年の進路を支える家計は改善されず、ダブルワークを余儀なくされること。

憲法 25 条で保障されている「健康で文化的な暮らし」が実現できる水準として、全国で生計費試算調査に取り組んだ結果、全国どこで暮らしても 1,500 円以上は必要という結果がでていること。

などとなっております。

また、日本自治体労働組合総連合愛媛県本部、松山地域労働組合連絡協議会、愛媛地方労働組合連合会青年部の 3 労働組合からも、答申の「44 円引上げ」額に異議を申立てており、物価高騰・消費者物価指数と比較しても賃上げの効果は小さく、引上げ水準の再度の検討を必要とし、答申額は、「健康で文化的な最低限度の生活の保障」には低額であり、最低賃金の決定根拠である「生計費」「賃金」「支払能力」の 3 要素のうち、「生計費」から言えば年収 200 万円にも届かず不十分であり年収 200 万円未満の労働者の早期改善が必要であることや答申額では、「労働者の生活の安定」どころか不測の事態でたちまち生命の危機に瀕する状況となることなども理由として上げています。

以上、6 通の異議申出書については、最低賃金法第 12 条に基づく異議の申出として受理しましたので、同法第 11 条第 3 項により、この申出について愛媛労働局長から愛媛地方最低賃金審議会長に対して意見を求めることになりました。

資料説明は以上であります。

森本会長

ただ今の説明について、何か御質問等があればお願いいたします。

(質問等なし)

森本会長

それでは、愛媛地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について、愛媛労働局長から諮問を受けたいと思います。

(諮問文手交)

森本会長

事務局は諮問文の写しを配布してください。

(諮問文の写しを全員に配布)

森本会長

それでは、事務局は諮問文の朗読をお願いします。

賃金指導官
(諮問文朗読)

森本会長

愛媛労働局長から、異議申立てに基づく諮問を受けましたので、ただ今から審議を行いたいと思います。

最初に、審議の前に各側で分かれて協議する時間が必要かどうかお伺いしますが、いかがいたしましょうか。

八塚委員

今回、15分ぐらい協議させてください。

森本会長

わかりました。それでは、労使各側に分かれて協議することといたしたいと思います。事務局から、協議場所について説明をお願いします。

賃金室長

労働者側委員の皆様は5階相談室で、使用者側委員の皆様は7階小会議室で、それぞれ御協議お願いいたします。

申し訳ありませんが、傍聴人の方はその間、一旦退席をお願いいたします。

森本会長

それでは分かれて協議をお願いします。
傍聴人の方は、一旦退席をお願いします。

(傍聴者退席)

(労使協議各側に分かれて協議)

(傍聴者に公開となることを案内し、以降公開の審議となる)

森本会長

それでは、再開します。ここからは公開といたします。

当審議会の8月10日付け答申を受けて、令和5年8月10日付け愛媛労働局一般公示第3号で公示されました「愛媛地方最低賃金審議会の意見」に対して提出のありました異議につきまして、御意見をお願いいたします。

まず労側の委員の皆様からお願いいたします。

白石委員

そうしましたら、私の方から今回の考え方を述べさせていただきます。

異議申立ての内容を拝見させていただき、働く者の思いを代弁されたものと受け止めています。

私たちも労働者を代表する委員の1人として、日々労働相談等で受けている生活実態が厳しいという実態からも、今回の引上げ額44円では、最低賃金近傍で働く者が普通に生活できる金額のレベルには程遠い金額であることは、申出の内容とおりだと共感いたします。

今回の最低賃金を審議するにあたり、申立ての内容はもちろんのことですが、昨年度の異議申立てや、今年度の意見書も念頭に、今期春闘の状況からすべての働く者への賃金の波及、人材確保、人への投資の観点、現状の募集賃金の実態、絶対額を意識した物価上昇に対する生計費の確保、誰でも1,000円の到達、地域間格差の是正、各種経済指数からみたBランクにふさわしい対応等の主張を繰り返ししてきたところです。

中央最低賃金審議会の議論経過も十分踏まえたうえで、地方の実情に合わせた形を主眼に置き、それぞれの立場で、公労使の三者で審議を行ってきました。

しかしながら、労使の金額提示にはかなりの開きがあり、労使の歩み寄り難しく合意に至ることはなく、公益案による44円の改定でも、全会一致とはならず、現状に決まったとおりです。

再審議をして、皆さんが主張されるような大幅な改定となればいいのでしょうかけれども、これまでの議論経過からしても非常に厳しいだろうと推察されます。

審議が長引けば、発効日が遅れることになり、ひいては労働者に不利益になる点を考慮すると、今回の結果を再審議することは、得策ではないと考えています。

労働者側としては、今回の引上げ額が生計費の観点から見て、十分な額だとは思っていませんし、結果としてBランクに見合った引上げ額ではないこと、また、地域間格差の是正に至っていないという課題はあると思っています。

普通に生活できる最低賃金、通過点として誰でも1,000円に引上げていくことは、必要不可欠であると考えていますが、先ほどから申してきましたとおり、労使の隔たりは大きく、合意に至らなかった中で、公益委員の方が難しい舵取りをし、労使双方の意見を斟酌したうえでの公益案が提示されています。

公益案の提示額は、一定程度労側の意見を御理解いただいた結果であると受け止めたかと思っています。

よって、再審議は行わないものの今まで述べさせてもらったことや、本日いただいた意見も参考にしつつ、引き続き当たり前に生活ができる生計費の観点、地域間格差の是正をはじめ、愛媛県の諸指数による総合指数から見ても全国で最下位に近い最低賃金の

県でいいのかということも十分に考慮し、今後の審議に努めていきたいと思っています。
労側からは以上です。

森本会長

ありがとうございました。労側の他の委員の皆様で、御意見等ございましたらお願いいたします。

(意見等なし)

森本会長

それでは次に、使側の委員の皆様から御意見をお願いします。

八塚委員

それでは、まず、私から申し上げたいと思いますが、異議申立ての内容は確認させてもらいました。

主な主張は、今般の生活必需品の値上がりが続いている状況において、答申の44円では労働者の生計費として不十分というようなものと理解しております。

結論といたしましては、現答申を変更する必要はないと考えております。

以下、結論に至る理由を述べます。

まず、地域別最低賃金というのは、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力の三つの要素を考慮して定めなければならないものとされております。最低賃金法第9条第2項です。

使用者側といたしましては、今回の審議にあたりまして、物価の上昇による生計費の上昇というものは、当然考慮すべき重要なポイントと捉えておりましたけれども、一方で事業者通常に賃金支払能力を超えた過度の引上げ負担を負わせないようにすることも、併せて考慮すべき重要なポイントと捉えております。その過度な引上げ負担とならないための指標として、特に小規模事業者の賃金上昇率、代表的なものとしては賃金改定調査結果第4表の数値などがあげられると思います。そういった賃金の上昇率に着目する必要があるものと考えております。

再三、今までも申し上げてきたところですが、賃金の引上げというのは、本来、生産性の向上に伴う業績向上により行うことが、元々の姿であり、最低賃金の引上げ額もそういった賃金の上昇率とパラレルに考えるべきと考えていたからです。

しかしながら、中央最低賃金審議会が、目安を答申した際の公益委員見解を拝見しますと、通常賃金支払能力について触れているところはありませんでしたが、そこでは小規模事業者の賃金支払能力が相対的に低い可能性があり、目安の引上げ率の水準には一定の限界があるというような記述がありました。支払能力に一定の配慮はしているという言

及はなされておりましたが、その点についてどういった配慮をするかといったことは、言及されておりませんでした。結局は労働者の生計費や消費者物価のカテゴリーでの検討の結果により、引上げ率の基準 4.3% が設定され、40 円の目安が導き出されておりま

す。

そして、本県の審議会の答申におきましては、連合愛媛の春闘結果であることや、消費者物価上昇率も踏まえていましたが、別の要素として、ランクが 4 段階から 3 段階に変更されて、本県が B ランクに位置付けられた影響もあったことだと思いますが、同じランクの県との格差是正や、他県の引上げの動向など、法律で定める三つの要素以外の要素にも着目せざるを得ない状況の中で、40 円の目安に更に 4 円上積みがなされたところであります。

消費者物価は確かに上昇しているところですが、企業物価指数も同様に上昇しており、企業は原材料価格やエネルギー価格の高騰によってコストが上昇しているにもかかわらず、その上昇分の価格転嫁が追い付いておらず、自社で吸収している部分があるというのが、現状であります。

今回、44 円の引上げとなったことから、賃上げ原資の確保が難しい小規模事業者について、法定の三つの要素の一つであります支払能力、支払能力以上の負担をかけることにならないかと心配しているところでもあります。

専門部会の審議においては、最終的には労使の意見の歩み寄りがこれ以上は難しいということで、公益案が示されました。この案は労働者の生計費や、消費者物価のカテゴリーでの検討の結果示された中賃の目安額に、更に 4 円上乗せした 44 円の引上げということでしたので、採決においては反対をいたしました。本審においても同様の対応をさせていただいたところです。

本来は今の答申でも不服があるところですので、引上げへの変更というのは考えられないところでもあります。それが 1 点です。

また全国の答申の状況を見てみますと、中央最低賃金審議会が示した目安通りの金額で引上げた県が 23 都道府県、目安額プラス 1 円が 6 県、目安額プラス 2 円が 3 県、目安額プラス 3 円が 1 県と、本県の目安額上乗せ 4 円よりも低い上乗せ額の都道府県が 33 都道府県あり、7 割以上の都道府県で本県の上乗せ額よりも少額の上乗せとなっております。

本県は引上げ率の面では高い方であります。

また、これによりまして本県よりも高い最低賃金の金額の県との格差も減少しております。

さらには、今回の議論の過程におきまして、地域別最低賃金の議論の中では、他県への労働力の流出の問題や、先ほど申し上げた地域間格差の問題なども取り上げられているところです。そういった点を含め、諸々の要素を踏まえた議論をしたうえで、採決を経ることとなりましたが、公労使の間で真摯に議論を行ったうえで、得られた結論であ

と思っています。

従って、現答申を変更する必要はないと考えます。

なお、ちなみにの議論になるのかもしれませんが、今回の答申におきましても、公益委員と労働者代表委員の御理解をいただき、昨年に引き続きまして国への要望事項を盛り込ませていただきました。この部分は、本来は最低賃金法が想定している事項ではないと考えております。

最低賃金法第 10 条第 1 項に規定されております地方最低賃金審議会の任務というのは、地域別最低賃金の調査審議であります。事業者団体のように特定の産業分野の経済施策を国に要請するものではありません。しかし、近年の最低賃金の急激な上昇、これにより事業者に求められている負担の増大が顕著になっていることが審議の過程において痛感させられ、その対応のためにやむにやまれず、せめてもの苦肉の策ということで、国への要望事項を提案させていただき、御理解をいただいで、盛り込んでいただきました。

最低賃金法に想定されていない事項について、特例的に盛り込んでいただいた事項ですので、その表記については本来の審議会の任務も踏まえた一定のバランスを持った記述が必要と考えております。

また、審議会の議事の公開の事項もありましたが、この審議会の意見の内容に対する異議というよりも、これは審議会の運用に対する意見、要望というような内容ですので、審議会の意見に対する異議の申立てを認めた最低賃金法第 11 条第 2 項の規定の対象となる事項ではないと考えます。

私の方からは以上です。

森本会長

ありがとうございました。使側の他の委員の皆様で、御意見等はございませんでしょうか。

(意見等なし)

森本会長

それでは、最後に公益委員から、意見等はございませんか。

(意見等なし)

森本会長

それでは、公益委員として私の方から意見を述べたいと思います。

今回、異議の申立てをいただきまして、主な御主張としては、答申に対して 44 円以上

の引上げ、早期の時間額 1,000 円程度までの引上げが必要であるという御主張であると理解しました。

先ほど労側委員、使側委員から様々な御意見をいただいたところです。

専門部会におきましても、公労使の間で、真摯に議論を行いましたが、意見の一致には至りませんでした。

最終的には労使の意見の歩み寄りがこれ以上は難しいというところまで議論を尽くし、そのうえで公益案を提示させていただきました。

公益案の提示にあたって、公益委員が考慮、検討した事情について申し述べたいと思います。

まず、愛媛県の雇用情勢について、考慮しました。直近の令和 5 年 6 月の有効求人倍率が 1.37 倍で、求人が求職を上回って推移し、全国平均をも上回っている形で人手不足の状況が続いています。

次に、本年の春闘をはじめとする賃上げ状況についても、考慮しました。各種調査結果について、過去最高レベルの賃上げ状況になっており、中でも連合愛媛の集計を見ますと、全企業、地場企業、それぞれにおいて、全国を約 1 % 程度上回る賃上げが実施されています。

そして、労働者の生計費についても、検討いたしました。この点につきましては、中央最低賃金審議会の目安額の答申でも、消費者物価指数が昨年改定した最低賃金額発効後の 10 月から今年 6 月までの「持ち家の帰属家賃を除く総合」の対前年同期比において、4.3%と全国加重平均の最低賃金の引上げ率 3.3%を上回る水準となっていることを特に重視しています。

県内の物価指数も電気料金の激変緩和分を除くと、5%に近い水準となっており、本年については労働者の生計費を特に重視すべきと考えました。

これらの事情を踏まえて、昨年以上の引上げや、目安額からも一定程度の上積みが必要であると公益委員として考慮しました。

一方で、今年度の目安額ですが、原材料価格やエネルギー価格等が上昇する中、特にエネルギーコストや労務費コストの価格転嫁が中小企業や小規模事業所において、十分には進んでおらず、企業経営を取り巻く環境についても配慮が求められると考えました。

また、以上に加えまして、本年の特殊な事情になりますが、今年度から目安ランク制が 4 段階から 3 段階に変更され、新しい総合指数の状況を踏まえて当県は B ランクに位置付けられました。大都市圏との地域間格差是正の観点も考慮する必要があり、「3 要素」である労働者の生計費、労働者の賃金、通常の事業の賃金支払能力など以外の考慮すべき事項も踏まえ、公益委員の中で協議を行い、B ランクの目安額である 40 円に 4 円を積み増すことが妥当と考え、公益案として引上げ額 44 円を提示させていただきました。

なお、本年の答申内容である 44 円の引上げ額ですが、最低賃金が時間額に統一された平成 14 年以降で見ると、引上げ額、引上げ率とも最高水準となっております。

また、目安額 44 円とした場合の影響率は、17.29%で、最も高水準であった昨年の 13.4%を上回る水準となっており、中小企業や小規模事業者が適切に対応できる支援が必要と判断し、答申文に政府への要望事項として盛り込ませていただきました。

最後に意見の結論ですが、公労使の間で、真摯に議論を行いました。結果、意見の一致には至らず、ただ今申し上げた各事情を踏まえて提示した公益案を採決していただき、得られた結論になります。

現答申を変更する必要はないと考えます。

以上です。

それでは各側委員の皆様から御意見をいただきましたので、御意見を集約いたしますと、「いずれも答申どおりとすべき」というもので、加えて、「答申に当たっては、県内の経済雇用状況、春闘の賃上げ状況、価格転嫁の現状や物価上昇が続く中での労働者の生計費に重点を置き、中央最低賃金審議会の目安の斟酌など様々な視点から慎重に審議し、最終的には公益案による採決とはなったものの、異議申立てを踏まえ答申内容を変更する特別な事情はない」と認められますので、「令和5年8月10日付け答申どおり決定することが適当である。」という結論といたしたいと思います。委員の皆様、いかがでしょうか。

(一同同意)

森本会長

ありがとうございます。それでは、同意をいただきましたので、先ほど申し上げました結論のとおり、答申いたしたいと思います。それでは、事務局は答申文の作成をお願いいたします。その間は、しばらく休憩といたします。

(休憩。答申文作成)

森本会長

それでは、再開いたします。ただ今から答申を行います。

(答申文手交)

森本会長

それでは事務局は、答申文の朗読をお願いいたします。

賃金指導官

(答申文朗読)

森本会長

ありがとうございました。

事務局におきましては、法令に基づく改正最低賃金の発効に向けて、手続きを進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

併せまして、行政においては、最低賃金の周知及び履行確保に努めていただくよう、よろしくお願いいたします。

また、労使各側の委員の皆様におかれましても、各々の団体を通じ、改正最低賃金の周知に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、事務局から愛媛県最低賃金改正の効力発生日等について説明をお願いします。

賃金室長

本日、愛媛県最低賃金審議会の意見に関する意義の申出に関して御審議いただき、答申をいただきましたので、この後、愛媛労働局において、愛媛県最低賃金を「1時間 897円」に改正する手続きを進めてまいります。順調に手続きが進みますと、9月6日付けで官報に公示され、30日経過後の10月6日から効力が発生することとなります。

事務局からは以上です。

森本会長

それでは、ここで愛媛県最低賃金専門部会は、その任務を終了しましたので、最低賃金審議会令第6条第7項の規定により、廃止したいと思いますが、御異議はございました。

(一同同意)

森本会長

同意をいただきましたので、ただ今をもって、愛媛県最低賃金専門部会を廃止いたします。

それでは次に議事項番3「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について」に入ります。

7月6日の第1回本審で、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について諮問を受けました。その必要性の有無について審議を行ってきた小委員会の結論について、事務局から説明をお願いいたします。

賃金室長

愛媛県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無につきましては、労側からの改正申出を受け、7月6日の第1回本審において付託された小委員会において、2回の審議を行っていただいたところであります。

小委員会での結論は、報告書としてとりまとめ、本日の審議会で報告することとなっております。資料17ページに資料4として添付しておりますので御確認ください。

必要性の有無については、7月26日、8月18日の2日にわたり小委員会を開催し、関係資料に基づく検討、参考人からの意見聴取等を実施するなど、慎重に審議を行ってまいりました。この小委員会の結論につきまして、小委員会報告を朗読させていただくことで、御紹介させていただきます。

賃金指導官

(小委員会報告朗読)

森本会長

それでは、ただ今の小委員会報告書のとおり、本年度の「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無」については、申出のあった「各種商品小売業」以外の4業種については必要性有り、「各種商品小売業」については、必要性無しとの結論に達したことを、審議会として確認いたします。委員の皆様よろしいでしょうか。

(一同同意)

ありがとうございます。事務局は、答申文の作成をお願いいたします。それまでの間は休憩といたします。しばらくお待ちください。

(休憩。答申文作成)

森本会長

それでは、再開いたします。

本年度の「特定最低賃金改正決定の必要性の有無」については、小委員会の結論をもって本審議会の議決といたしましたので、答申いたします。

(答申文手交)

森本会長

それでは、あらためて事務局は、答申文の朗読をお願いいたします。

賃金指導官
(答申文の朗読)

賃金室長

ただ今、愛媛県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について答申をいただきましたので、愛媛労働局長から愛媛県特定最低賃金の改正決定についての諮問を行わせていただきます。

よろしく願いいたします。

(諮問文手交)

森本会長

それでは、事務局は諮問文の朗読をお願いいたします。

賃金指導官
(諮問文朗読)

森本会長

ありがとうございました。

ただ今、愛媛県特定最低賃金4業種の改正決定についての諮問を受けましたので、審議会として対処して参りたいと思います。

つきましては、最低賃金法第25条第2項の規定により、専門部会を置かなければならないこととされております。従いまして、愛媛県パルプ、紙製造業をはじめ4業種の最低賃金専門部会を設置いたします。

なお、この4業種の最低賃金専門部会における採決につきましては、7月6日の第1回本審で合意しておりますとおり、専門部会において全会一致の結論が得られた場合は、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会の決議をもって審議会の決議とすることといたします。

御異議ございませんか。

(異議なし)

森本会長

それでは、特定最低賃金専門部会の委員候補者推薦の日程等について、事務局から説明をお願いします。

賃金室長

最低賃金審議会令第6条第4項において読み替えて準用する、令第3条第1項の規定により、地方最低賃金審議会に置かれる専門部会の関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員の任命に当たっては、関係者に対する推薦の公示を行う必要がございます。早速、本日中に愛媛地方最低賃金審議会・特定最低賃金専門部会委員の候補者の推薦につきまして、公示を行います。

推薦の締め切りは、9月11日(月)となっておりますのでよろしくお願いいたします。

なお、従来どおり、特定最低賃金の発効日を令和5年12月25日(月)とした場合、遅くとも10月25日(水)までに答申いただく必要がございますので、10月の専門部会の審議日程もタイトになることが予想されます。このため、本年度も第1回の専門部会は、特定最低賃金合同専門部会として開催させていただき、各専門部会の日程調整等をおこなわせていただきたいと考えております。

御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

事務局からは以上です。

森本会長

それでは、本年度も第1回の専門部会は、特定最低賃金合同専門部会として開催することによろしいでしょうか。

(一同同意)

森本会長

ありがとうございました。それでは、議事項番4「その他」に入ります。委員の皆様、ほかに何かございませんでしょうか。

(発言なし)

森本会長

それでは、事務局から何かございますか。

賃金室長

資料19ページの資料 5を御覧ください。

8月18日までに、全国の地域別最低賃金の改定額が答申されましたことを踏まえ、厚生労働省が発表したものになります。

ポイントとしては、47 府県で 39 円から 47 円の引上げになっております。引上げ額が 47 円の県が 2 県、46 円が 2 県、45 円が 4 県、44 円が 5 県、43 円が 2 県、42 円が 4 県、41 円が 10 都府県、40 円が 17 道府県、39 円が 1 県となっております。

改定額の全国加重平均は、1,004 円となっております。

全国加重平均額 43 円の引上げは、昭和 53 年度に目安制度が始まって以降で、最高額になっております。

最高額は 1,113 円に対する最低額 893 円の比率も 80.2%と、昨年度は 79.6%でございますので、この比率は 9 年連続の改善となっている状況でございます。

そして、本日は、愛媛県特定最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取につきましても、公示を行うこととしております。

こちらは 9 月 15 日(金)までの公示期間となっております。それまでに、愛媛県特定最低賃金の改正決定について意見を述べようとする方は、その意見を記載した「意見書」を、愛媛地方最低賃金審議会あて提出していただくというものでございます。

続きまして、第 1 回特定最低賃金合同専門部会の日程調整について説明させていただきます。これまでに特定最低賃金専門部会委員を御経験された委員の皆様はすでに御承知かと思いますが、第 1 回目の特定最低賃金合同専門部会の開催日につきましては、それぞれの専門部会の労使各側委員の皆様が初めて集まる機会であること、また、複数の専門部会を掛け持ちいただく公益委員の皆様にもできうる限り御出席いただきたいことなどから、できるだけ多くの委員の皆様が出席可能となるところで調整させていただいているところでございます。

各委員の皆様のスケジュール事情にもよりますが、引き続き、日程調整に御理解、御協力をよろしくお願いいたします。専門部会委員の候補として推薦いただく方につきましては、日程都合を確認し、調整を図っていくこととしておりますので、最も適当な日程をできるだけ早く決定し、お伝えしたいと思っております。

なお、9 月末頃に第 1 回合同専門部会の開催を予定しております。本審委員の皆様には、特定最賃の専門部会委員となられるかどうか、まだお分かりいただけない段階で申し訳ありませんが、後ほどメールにてこの合同専門部会の日程調整のため、御都合を確認させていただきます。現在、9 月 26 日(火)と 9 月 28 日(木)について、六軒家町の松山労働総合庁舎の会場を全日仮予約してありますので、委員の皆様には、両日の日程確保をよろしくお願いいたします。開催は、日程が決まり次第、開催場所を含めお知らせしたいと思っております。

また、第 1 回合同専門部会において、第 2 回及び第 3 回の専門部会開催日程を決定する予定ですので、よろしくお願いいたします。

先ほどもお伝えしましたが、すべての特定最低賃金専門部会の審議が終了した後に、次回第 5 回本審を開催し、各特定最低賃金専門部会に係る報告又は採決・答申を予定しておりますが、例年どおり 12 月 25 日に発効するためには、10 月 25 日(水)までに答

申をいただく必要があります。

そのため、特定最賃専門部会の日程をできるだけ確保する意味もあり、10月25日に近い日程で、次回本審の開催が行えるよう最も適切な日を確保し決定したいと思います。こちら、決まり次第お伝えしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

森本会長

第1回合同専門部会の日程、及び第5回本審の日程については、日程調整の結果をもって、事務局に決定していただくようお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(一同同意)

森本会長

それでは、第1回合同専門部会の日程、及び第5回本審議の日程については、事務局にて決めていただくようお願いいたします。

他になければ、以上をもちまして、第4回愛媛地方最低賃金審議会を終了いたします。委員の皆様、お疲れ様でした。